

安芸高田市学校給食費の管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 3 条第 1 項に規定する学校給食その他これに準じて実施される食事の提供をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食に要する食材料費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 保護者等及び学校給食費を負担する者として教育委員会規則で定める者をいう。
- (4) 児童 安芸高田市立学校設置条例(平成 16 年安芸高田市条例第 180 号)別表第 1 に掲げる小学校に在籍する者をいう。
- (5) 生徒 安芸高田市立学校設置条例別表第 2 に掲げる中学校に在籍する者をいう。
- (6) 園児 安芸高田市立学校設置条例別表第 3 に掲げる幼稚園に在籍する者、安芸高田市保育所条例(平成 16 年安芸高田市条例第 89 号)別表に掲げる保育所のうち、学校給食の申出のあった保育所に在籍する者及び安芸高田市認定こども園設置及び管理条例(平成 31 年安芸高田市条例第 9 号)別表に掲げる認定

こども園のうち、学校給食の申出のあった認定こども園に在籍する者をいう。

- (7) 保護者等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者及びこれに準ずる者として市長が認める者をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市長は、次に掲げる者を対象として学校給食を実施するものとする。

- (1) 児童及び生徒
- (2) 園児
- (3) その他学校給食の必要がある者として教育委員会規則で定める者

(学校給食費の徴収)

第 4 条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、教育委員会規則で定める。

(学校給食費の納入)

第 5 条 学校給食費負担者は、納期限までに学校給食費を納入しなければならない。

(学校給食費の減免)

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(学校給食費の督促)

第 7 条 市長は、納期限までに学校給食費を納入しない者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(学校給食費の無償化)

第 8 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者等を除き、児童又は生徒の保護者等が負担する学校給食費を無償とする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助を受けている保護者等
- (2) 学校教育法第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級に入級する児童又は生徒のうち、教育委員会規則で定める保護者等
- (3) 第 1 号及び前号に掲げる保護者等のほか、この条例の規定による学校給食費以外の学校給食費その他これに類する給付等を受けている保護者等

2 市長は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市内に住所を有する園児の保護者

等が負担する学校給食費を無償とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに学校給食費に係る教育委員会が行った処分、
手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行
為とみなす。